

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成9年法律第123号			
手続名	介護支援専門員証の有効期間の更新			根拠条項	第69条の8			
審査基準	<p>介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。</p> <p>介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「更新研修」という。)を受けなければならない。ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。 (厚生労働省令で定めるところにより行う研修)</p> <p>介護保険法施行規則第113条の18</p> <p>法第69条の8第2項本文に規定する更新研修(以下「更新研修」という。)は、介護支援専門員として、必要な専門的知識及び技術を維持し、介護支援専門員としての知識及び技術の確認並びに資質の向上を図ることを目的として行われるものとする。更新研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に関するものをその主たる内容とし、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。更新研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。 (厚生労働省令で定めるところにより指定する研修)</p> <p>介護保険法施行規則第113条の19</p> <p>都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当するものでなければ法第69条の8第2項ただし書の研修として指定してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県知事が認める者が実施するものであること。 2 正当な理由なく受講を制限するものでないこと。 							
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間(当該期間には初日を参入することとし、閉庁日を含めない) 標準経由期間	7日 日